

大田区産業プラザインターネット予約システムに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区産業プラザの貸館利用者の利便性を図るために設置する大田区産業プラザインターネット予約システム(以下「インターネット予約システム」という。)の運用について、必要な事項を定める。

2 インターネット予約システムは、電子計算組織を使用して行う。

(定義)

第2条 この要綱において、施設とは、大田区産業プラザ条例(平成6年条例第39号。以下「条例」という。)第2条各号(第5号を除く。)に掲げる施設をいう。

(利用者登録の申請)

第3条 インターネット予約システムを利用しようとする者は、大田区産業プラザインターネット予約システム利用申請書(別記第1号様式)を指定管理者(条例第2条の2の規定により大田区産業プラザの管理を行う者をいう。以下同じ。)に提出し、利用者登録の申請をしなければならない。

2 前項に規定する申請をできる者は、「大田区暴力団排除条例等の施行に関する要綱」第4条に基づき「大田区暴力団排除条例に係る事務事業に対する申請に関する確認書」を提出したことがある者、かつ、利用者登録申請日の前3年以内に施設を利用したことがある者とし、利用者登録は、1個人又は1団体につき1登録とする。

(利用者ID・パスワードの発行)

第4条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定する。

2 前項の規定に基づき指定管理者が承認したときは、指定管理者は、インターネット予約システムの利用を承認した者(以下「システム利用者」という。)をインターネット予約システムに登録するとともに、インターネット予約システムに係るID(以下「利用者ID」という。)及びパスワードを作成し、当該システム利用者に対して大田区産業プラザインターネット予約システムID・パスワード通知書(別記第2号様式)を送付する。

3 第1項の規定に基づき指定管理者が不承認としたときは、指定管理者は、当該利用者登録の申請を行った者に対して大田区産業プラザインターネット予約システム利用不承認通知書(別記第3号様式)を送付する。

4 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書にインターネット予約システムに登録することができない字体がある場合には、類似する字体で登録することができる。

(利用者IDの有効期間)

第5条 利用者IDの有効期間は、指定管理者が前条第2項の規定により登録をした日又は次条の規定による申請があった日(期間満了日の前に当該申請を行った場合には、当該期間満了日)から起算して3年とする。

(利用者IDの有効期間の更新)

第6条 システム利用者は、利用者 ID の有効期間を過ぎてインターネット予約システムを利用しようとする場合には、大田区産業プラザインターネット予約システム利用更新申請書(別記第4号様式)により、利用者 ID の有効期間の更新を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、利用者 ID の有効期間満了日の3か月前から行うことができる。
(システム利用者による利用者 ID 等の管理)

第7条 システム利用者は、責任を持って利用者ID及びパスワードを管理しなければならない。

2 システム利用者は、第三者に利用者 ID 及びパスワードを貸与し、又は譲渡してはならない。

3 システム利用者起因する利用者 ID 及びパスワードの管理不十分又は使用上の過誤等による損害の責任は、システム利用者が負うものとする。

4 大田区産業プラザインターネット予約システムID・パスワード通知書に記載されたシステム利用者以外の者は、利用者 ID 及びパスワードを使用してはならない。

(利用者 ID 等の紛失及び再発行)

第8条 システム利用者は、大田区産業プラザインターネット予約システム ID・パスワード通知書を紛失し、又は盗難にあった場合には、直ちにその旨を指定管理者に連絡しなければならない。

2 システム利用者が、利用者 ID 及びパスワードの再発行を申請する場合には、大田区産業プラザインターネットID・パスワード再発行申請書(別記第5号様式)を指定管理者に提出するものとし、指定管理者は、適当と認めるときは、これを再発行する。

(登録事項の変更)

第9条 システム利用者は、第3条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、大田区産業プラザインターネット予約システム利用者情報変更届出書(別記第6号様式)に変更のあった事項を記載し、遅滞なく指定管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、指定管理者が必要と認める場合には、変更事項を証明するものを添付し、又は提示しなければならない。

(システム利用者の登録の廃止)

第10条 システム利用者は、インターネット予約システムへの登録を廃止しようとする場合には、大田区産業プラザインターネット予約システム利用廃止届出書(別記第7号様式)により指定管理者に届け出なければならない。

(利用者登録の取消し)

第11条 指定管理者は、システム利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該システム利用者に係るインターネット予約システムの登録を取り消すことができる。

(1) 大田区暴力団排除条例(平成24年条例条例38号)第10条に該当する場合

(2) 第4条第2項又は第9条第1項によるシステム利用者としての登録又は変更内容に偽りがあった場合

(3) 利用料金の支払いを怠った場合

(4) システム利用者の所在が不明となった場合

(5) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がシステム利用者として適当でないと認めた場合

2 指定管理者は、システム利用者に係るインターネット予約システムの登録を取り消したときは、当該取り消しを受けた者にその旨を通知するものとする。ただし、前項第3号に該当する場合は、この限りでない。

(利用範囲)

第12条 システム利用者は、インターネット予約システムで次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 空き施設の予約申込み
- (2) 前号の申込み内容の確認又は取消し
- (3) 予約した施設の利用申請手続
- (4) 前号の申請内容の確認
- (5) 空き施設の確認

2 システム利用者以外の者は、インターネット予約システムで前項第5号の事項のみ行うことができる。

(利用方法)

第13条 システム利用者は、インターネット予約システムを利用するときは、利用者 ID 及びパスワードを入力しなければならない。

(システムの利用時間)

第14条 インターネット予約システムの利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、事情によりこれを変更することができる。

(システムの休止)

第15条 指定管理者は、システムメンテナンスのためインターネット予約システムを休止することができる。

(窓口の設置)

第16条 インターネット予約システムの窓口(以下「システム窓口」という。)は、大田区産業プラザ内に設置する。

2 システム窓口では、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用者登録の申請(利用者 ID の有効期間の更新及び再発行の申請並びに登録事項の変更の届出を含む。)及び利用者登録の廃止に係る受付
- (2) 利用料金の支払

(窓口の休業日)

第17条 システム窓口の休業日は、大田区産業プラザ条例施行規則(平成7年規則第79号)第10条に定める休館日とする。また、指定管理者の指定する休館日のうち土曜日及び日曜日に該当する日も同様とする。ただし、指定管理者は、事情によりこれを変更することができる。

(窓口の開設時間)

第18条 システム窓口の開設時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、利用料金の支払ができる時間については、午前8時30分から午後6時30分までとする。

2 指定管理者は、事情により前項の開設時間を変更することができる。

(空き施設の予約申込み及び利用申請)

第19条 別表に定めるインターネット予約受付期間において、システム利用者は、先着順で空き施設の予約申込みを行うことができる。この場合、システム利用者は電子メールアドレスを登録しなければならない。ただし、施設利用の最初の日の7日前(当該7日に休館日が含まれるときは、算入しない。)以

降である場合、利用料金の支払期限を経過した利用申請がある場合及び利用申請のない予約が5件を超える場合には、予約申込みを新たに行うことができない。

- 2 システム利用者は、予約申込みの際に登録した電子メールアドレスに届く予約確認メールの内容を確認し、メール本文に指定する時間までに予約確定をすることで、予約した状態とすることができる。
- 3 システム利用者が予約申込みすることができる件数は20件までとし、予約確定をした日から10日後又は利用日の8日前(当該8日に休館日が含まれるときは、算入しない。)の日のいずれか早い日まで利用申請を行わなければならない。
- 4 システム利用者は、前項の利用申請後、大田区長から施設の利用について承認された場合に限り、当該施設を利用することができる。

(不測時の対応)

第20条 指定管理者は、インターネット予約システムに障害等不測の事態が生じたときは、適時応急的に対応することとし、インターネット予約システムの運用を休止することができる。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 インターネット予約受付期間

大展示ホール(全体)	利用日の1年前の応当日の属する月の初日(※)の午後1時30分から利用日の8日前(当該8日に休館日が含まれるときは、算入しない。)の日まで ただし、以下の例外を設ける。 (1) 大展示ホール(全体)予約時は、A・B 会議室の同時予約が可能 (2) コンベンションホール予約時は、和室の同時予約が可能
小展示ホール	
コンベンションホール	
特別会議室	
大展示ホール(2分割)	利用日の3月前の応当日の属する月の初日(※)の午後1時30分から利用日の8日前(当該8日に休館日が含まれるときは、算入しない。)の日まで
A～G 会議室及び和室	

※当該初日が休館日又は土曜日、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その休館日等の翌日を当該期間の初日とする。